

広島県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十七年四月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十六年広島県選挙管理委員会告示第五十六号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十六年三月二十五日提出の「ひろしま分権自治フォーラム」の平成二十五年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日		
ひろしま分権自治フォーラム	収入・支出の総額 収入総額 (本年の収入額) 翌年への繰越額 収入の内訳 機関紙誌の発行その他の事業による収入 新春のつどい 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 法人その他の団体	収入・支出の総額 収入総額 (本年の収入額) 翌年への繰越額 収入の内訳 機関紙誌の発行その他の事業による収入 新春のつどい 2013年度 新春のつどい 2014年度 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 法人その他の団体 自治労広島県本部 広島市西区	16,964,150 円 7,742,785 円 10,005,865 円 7,742,785 円 7,720,000 円 2,610,000 円 3,680,000 円 3,680,000 円	18,464,150 円 9,242,785 円 11,505,865 円 9,242,785 円 9,220,000 円 2,610,000 円 1,500,000 円 5,180,000 円 5,180,000 円 1,500,000 円	平成二十七年 三月二二日